



中部家保だより

発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）
〒371-0051 前橋市上細井町2142-1 電話(027)288-0371 FAX(027)230-8052

【記事】

- 1 年末年始および春節に向けた口蹄疫等の防疫対策の徹底
- 2 年末年始の死亡めん山羊検査（TSE検査）について
- 3 第24回群馬県畜産共進会～山羊の部～
- 4 消毒の実施について
- 5 新しい飼養衛生管理基準が施行されました

◆◆年末年始および春節に向けた口蹄疫等の防疫対策の徹底◆◆

1) 畜産関係者の海外渡航の自粛等について

畜産関係者は、口蹄疫、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ等の発生地域への渡航を可能な限り自粛して下さい。やむをえず渡航する場合には、以下の点に留意して下さい。

ア 渡航に当たっての留意事項

- (ア) 家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。
- (イ) 動物との不用意な接触を避けること。
- (ウ) 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- (エ) 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

イ 帰国後の留意事項

- 飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、衛生管理区域に立ち入らないこと。
農場主や従業員等必要のある者がやむを得ず立ち入る場合には、洗髪・入浴、更衣等適切な処置を講じた上で立ち入ること。
また、海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な処置を講ずること。

2) 衛生管理区域への病原体の持込みの防止の再徹底について

看板の設置等により、衛生管理区域に必要な人以外の人を立ち入らせないこと。また、不要な物を持ち込まないこと。

人が立ち入る場合や物を持ち込む場合には、洗浄、消毒その他必要な措置を講じ、衛生管理区域へ病原体を持ち込むことがないように留意すること。

3) 早期通報の徹底

口蹄疫や口蹄疫類似疾病を疑う症状や死亡率の急激な増加を発見した場合は、早期に家畜保健衛生所へ通報すること。

◆◆年末年始の死亡めん山羊検査（TSE検査）について◆◆

伝達性海綿状脳症（TSE）の一種であるスクレイピー防疫対策のため、12か月齢以上の死亡めん羊、山羊のTSE検査を平日に家畜衛生研究所で行っております。（6月から10月までの期間は土曜日も受付）

年末年始は下記の日程で受け付けております。12か月齢以上の個体が死亡した際は、家畜保健衛生所へご一報の上、家畜衛生研究所（前橋市富士見町小暮2425-3）への搬入をお願いします。（検査手数料：無料）

12月					1月			
27日 (日)	28日 (月)	29日 (火)	30日 (水)	31日 (木)	1日 (金)	2日 (土)	3日 (日)	4日 (月)
休み	受付	休み	受付	休み	休み	休み	休み	受付

受付場所：家畜衛生研究所（TEL 027-288-2106）受付時間：9:00～16:00

◆◆第24回群馬県畜産共進会～山羊の部～◆◆

9月4日(金)に全農ぐんま・渋川家畜市場において、第24回群馬県畜産共進会〈山羊の部〉が開催され、全体で42頭、管内からは9頭（前橋4頭、北群馬・渋川5頭）の出品がありました。

上位入賞山羊は以下のとおりです（敬称略、金賞は中部管内のみ記載）。

群馬県知事賞 前橋市 望月 衛 もちづき20-1

- 第1部 金賞1席 前橋市 望月 衛 もちづき20-1
 金賞2席 渋川市 長岡 圭一 ながひめ2-1
 第3部 金賞2席 前橋市 望月 衛 薫風20-1
 金賞3席 渋川市 長岡 圭一 長岡2-3



◆◆消毒の実施について◆◆

飼養衛生管理の一環として、改めて、農場での効果的な消毒を徹底していただきますようお願いいたします。

1 踏み込み消毒槽

これからの季節は、凍結防止のため、塩素系や消石灰液はウインドウォッシャー液（主成分：メタノール）を添加することで凍結防止できます。（ウォッシャー液の原液には引火性があるため、水と同量に混ぜて使用してください。また、主成分のメタノールは毒性があるため大量使用の際は注意が必要です。）

有機物により消毒液の効果が低下してしまいますので、踏込消毒槽の前に水を入れた長靴洗浄用の踏込槽を置いて、長靴の汚れを落としてから消毒槽にはいる方法もおすすめです。

また、汚れていなくても3日程度で消毒槽の液は交換してください。

2 畜舎周囲

消石灰を1㎡当たり1kgを目安に散布し、竹箒等で均一に広げます。地面の表面がムラ無く白くなる程度まで広げてください。



◆◆新しい飼養衛生管理基準が施行されました◆◆

10月1日より新しい飼養衛生管理基準が施行されました。
下記のとおり変更されましたので未実施の項目については至急対応をお願いします。

令和2年10月から

- ① 家畜の所有者は飼養する家畜について、伝染性疾病の発生予防、まん延防止に対する責務を有する
- ② 野生動物での家畜伝染病の感染確認による発生リスクの高まりへの追加措置（ほかの畜産関係施設や野生動物での感染確認地域に立ち入った者の衛生管理区域への立ち入り制限、安全な資材の利用等）
- ③ 衛生管理区域の考え方を明確化
- ④ 飼養衛生管理区域内への愛玩動物の持込み及び飼育禁止
- ⑤ 衛生管理区域への野生動物侵入防止措置

令和3年10月から

放牧制限の準備措置（放牧の停止又は制限があった場合に備え、家畜を収容できる設備の確保又は移動のための準備）

令和4年2月から

飼養衛生管理に係るマニュアル作成並びに従業員及び関係者への周知徹底

また、来年1月に定期報告書及びチェックリスト等をお送りいたします
必要事項を記入のうえ、提出をお願いいたします

家畜保健衛生所は**365日24時間対応**の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

中部家保 ☎ 027-288-0371

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいようお願い申し上げます。